

議案第61号

関市手数料徴収条例の一部改正について

関市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市手数料徴収条例の一部を改正する条例

関市手数料徴収条例（平成12年関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の部2の項中「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第8項」に改め、同部4の項中「戸籍の附票」の次に「(当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。)」を加え、同項を同部5の項とし、同部3の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|-------------------|----|------|
| 4 法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付 | 住民票除票写し等 交付手数料 | 1通 | 300円 |
|---|-------------------|----|------|

別表2の部に次のように加える。

| | | | |
|---|-------------------|----|------|
| 6 法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付 | 戸籍附票除票写し 交付手数料 | 1通 | 300円 |
|---|-------------------|----|------|

別表3の部中1の項を削り、2の項を1の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。